

要 請 署 名

大津地方裁判所刑事部 御中

和歌山地方裁判所刑事部 御中

所在地

労組・団体名

代表者名

⑩

貴裁判所係属中の別紙一覧事件において、貴裁判所は、被告人である組合員らの保釈決定にあたって、同人らが、①所属する全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部の組合事務所や関係施設に一切立ち入ってはならない、②組合員同士が面接、電話、文書、メール、その他一切接触してはならないなどとする保釈許可条件をつけました。

このような厳しい保釈許可条件のもと、組合員らは現在、保釈されたとはいえ、組合の執行委員会や中央委員会などの機関会議、また日常的な組合活動に一切参加することができず、組合員と会うことすらできない状態を強いられています。

このような保釈許可条件は、団結権・団体行動権を保障する憲法28条に違反するとともに、ILO（国際労働機関）結社の自由委員会の次のような先例法理にも違反するものです。

「その人の属する労働組合が活動し、またその人が通常の労働組合活動を行っている区域への立入禁止を伴って、人の移動の自由を限られた区域に制限することは、結社の自由の正常な享受、及び、労働組合活動を行う権利の行使に合致しない。」

私たちは、貴裁判所が組合員らの保釈許可条件を下記の通り速やかに見直すよう要請します。

記

1. 組合事務所や関係施設に一切立ち入ってはならないとの保釈許可条件を取消すこと。
2. 組合員同士の面接などの接触を全面的かつ網羅的に禁止する許可条件を緩和し、組合の機関会議への出席や日常活動への参加を可能とするよう見直すこと。

2020年 月 日

以上